

筑波大名譽教授
土本 武司さん



つちもと・たけし 60年4月
検事任官。東京地検を振り出し
に同高検、最高検検事を務めた。
東京都出身。75歳。

討論

札幌弁護士会
犯罪被害者支援委員長
山田 廣さん



やまだ・ひろし 京都地検検
事などを経て85年に弁護士登
録。元札幌弁護士会副会長。札
幌市出身。62歳。

神戸第2検察審査会検査は1月27日、兵庫県明石市の歩道橋事故をめぐり、元明石署副署長を起訴すべきだと議決した。裁判所が指定した弁護士が強制的に起訴する全国初の例で、検察が不起訴にした事件を起訴する新制度の意義や問題点を専門家に聞いた。

検察審査会による強制起訴

改正検察審査会法に基づき、検審の議決によって、強制的な起訴が可能となりました。起訴にも市民感覚が反映されます。刑事裁判は、社会秩序の維持だけでなく、犯罪被害者の権利を回復するためにもあります。昨年、裁判員裁判制度が始まりましたが、捜査段階から公判まで、民意が反映されやすくなり、犯罪被害者支援という意味で

裁判員制度と同様に司法に民意を反映させるため、検察官が独占していた起訴の権限に市民の判断を関与させるようにした今回の制度改正は画期的だと思えます。ただし、今回の検審の判断は問題があると言わざるを得ません。今回の事故は複数の当事者の過失が重なって(競合して)起きた例ですが、第一の疑問点は元

は、一歩も二歩も前進し、たど評価できます。被害者や遺族は、司法に対し、①事実の解明②被害者の名誉の回復③適正な判断を望んでいます。検審にこれら3点を期待し、被害者サイドからの起訴申し立てが増える可能性があります。

副署長の過失まで認定できるのかという点です。署幹部は全体を管理・監督する責任があり、状況次第で警備の応援指示

識できない署幹部に適切な対応を求めるのは酷です。仮に元副署長の過失を認めたとして、次の疑問点は共犯の扱いです。

起訴の権限を独占してとえ処分が不起訴であっても検察の捜査に納得し、不満が解消されることもあるでしょう。検察が被害者への丁寧

を出す必要はありません。しかし事故現場の最高責任者で警視級の元地域官から十分な報告がなかったとされ、状況変化を認

故を防ぐ注意義務を怠ったとして共犯と認定。共犯の公判中は時効が停止するため元副署長を起訴できるとしました。

一方で、検察が2度不起訴にした事件を強制的に起訴するわけですから、新証拠がなければ無罪になる可能性もありません。検察官の職務を行う指定弁護士が、補充捜査で証拠を集めるのは困難な面もあります。指定弁護士に対し、検察庁の部屋を貸与したり、必要な事務官を手伝わせるなど、検察側の協力が不可欠です。会員の少ない地

本件は業務上過失致死傷罪の公訴時効の5年を過ぎていますが、検審は元副署長と、起訴された元地域官―上告中―は事

同で行う意思連絡が必要ですが、過失にそんな意思連絡などあるはずがないからです。共犯と認定できない以上、時効が成立しているともみればかたまりません。検審の議決文は「先例がない以上、判断に迷う」と述べながら共犯関係を認めた根拠を示さず、元副署長の無責任な態度を糾弾するのが裁判の務めと言わなければ、恣意的な印象がぬ

方々の弁護士会にとつては、指定弁護士の人権りも大きな問題です。また、市民感覚が前面に出過ぎるあまり、「事実を明らかにしたいからとにかく裁判に被告を引っ張り出せばいい」となるとは本末転倒。証拠をそろえ、合理的疑いを差し挟む余地のない立証をする―という刑事裁判の原則は変わりません。(報道本部 田口博久)

元地域官―上告中―は事

同で行う意思連絡が必要ですが、過失にそんな意思連絡などあるはずがないからです。共犯と認定できない以上、時効が成立しているともみればかたまりません。検審の議決文は「先例がない以上、判断に迷う」と述べながら共犯関係を認めた根拠を示さず、元副署長の無責任な態度を糾弾するのが裁判の務めと言わなければ、恣意的な印象がぬ

同で行う意思連絡が必要ですが、過失にそんな意思連絡などあるはずがないからです。共犯と認定できない以上、時効が成立しているともみればかたまりません。検審の議決文は「先例がない以上、判断に迷う」と述べながら共犯関係を認めた根拠を示さず、元副署長の無責任な態度を糾弾するのが裁判の務めと言わなければ、恣意的な印象がぬ

元地域官―上告中―は事

同で行う意思連絡が必要ですが、過失にそんな意思連絡などあるはずがないからです。共犯と認定できない以上、時効が成立しているともみればかたまりません。検審の議決文は「先例がない以上、判断に迷う」と述べながら共犯関係を認めた根拠を示さず、元副署長の無責任な態度を糾弾するのが裁判の務めと言わなければ、恣意的な印象がぬ

同で行う意思連絡が必要ですが、過失にそんな意思連絡などあるはずがないからです。共犯と認定できない以上、時効が成立しているともみればかたまりません。検審の議決文は「先例がない以上、判断に迷う」と述べながら共犯関係を認めた根拠を示さず、元副署長の無責任な態度を糾弾するのが裁判の務めと言わなければ、恣意的な印象がぬ

権利の行使厳格さ必要

(東京社会部 檜木野寛)